

文書館だより

第41号

徳島県立文書館

徳島市実測図

(明治25(1892)年)



寺島・徳島・常三島・福島などを中心とした徳島市街の実測図。まだ鉄道が敷かれておらず、現在の両国橋の名称は「両合区橋」と書かれています。

令和2年5月ごろ公開される「とくしまデジタルアーカイブ」内の文書館のページには、江戸時代末期から昭和にいたる徳島の市街図を掲載する予定にしています。拡大して詳細を見ることがができます。ご利用ください。

目次

徳島市実測図	1	全史料協調査・研究委員会事務局について	5
学校公文書に見る日独交流の一コマ	2	公文書の電算化とデジタルアーカイブ	6
文書館歴史講演会の開催	3	古文書から かなの尚々書	7
公開史料の紹介	4	コラム 新企画! 「文書館クエスト」	8

令和2(二〇二〇)年度 展示案内

① 文書館の逸品展

「阿波の引き札Ⅱ ―三舟家コレクション―」

令和二年四月二十八日～八月二日

引き札は、明治から大正期に流行した商店の広告です。個人商店のものが多く、街ごとの商業の様子を知ることができます。故三舟哲治氏は、徳島県内を中心に引き札を精力的に収集し残されました。その中から代表的なものを紹介します。

② 第60回企画展

「藍を作り、藍を売る ―阿波の主産業・藍―」

令和二年八月四日～十月二十五日

江戸後期の阿波の国にとって、藍作は産業の柱でした。そこには独特な生産のしくみがあり、さらに日本全国に広がる販売網がありました。文書館が所蔵する古文書などによって、オリンピックで脚光を浴びる藍について産業としての側面を紹介します。

③ 第61回企画展

「文化の森の三〇年」

令和二年十月二十七日～令和三年一月二十四日

文化の森総合公園は令和二年十一月三日に三十周年を迎えます。図書館・博物館・近代美術館・文書館・二十一世紀館・鳥居龍蔵記念博物館の6つの施設はこれまでさまざまな文化的発信を行ってきました。ポスター・チラシから図録まで、文書館が収集した資料から、文化の森の三十年を振り返ります。

④ 特別企画展

「史料に見る自然災害」

令和三年一月二十六日～四月二十五日

古文書や公文書といった歴史資料は、徳島を襲ったままなましい自然災害の実態を伝えてくれています。当時の自然災害へのまなざし、被害の実態、復興の過程などを史料から明らかにします。

学校公文書に見る

日独交流の一コマ

徳島工業学校工場日誌より

徳野 隆

「(大正五年)十月五日 木 晴
七十四度(華氏か) 本日俘虜収容
所長松井(松江の誤記)中佐並二同
所員高木大尉及俘虜二名午前中來
校 同俘虜ハ独乙式塗料実験ノタメ
使役(略)」

当館収蔵の「工場日誌」は徳島県
立工業学校(徳島工業高校)を経て
現・徳島科学技術高校)建築科の実
習関係の校務日誌ですが、これを繰っ
ていくとこのような記載が目に見え
込んできました。ちなみに、翌日と
翌々日もドイツ人捕虜は高木大尉
と巡査の引率のもとに県立工業学校
での「塗装実験」に従事しています。

皆さんご承知のように、大正三
(一九一四)年の第一次世界大戦の勃
発とともに日本は日英同盟に基づい
てドイツに宣戦し、中国山東省青島
やドイツ領南洋諸島などを攻略し
ました。このとき捕虜となったドイツ
軍将兵を収容するために日本各地
に俘虜収容所が建設されますが、徳
島では県議会議場などに使われてい
た公会堂(現在の県庁付近)が徳島

俘虜収容所に転用されています。こ
こから捕虜たちは徳島市前川(現在
の徳島中学校付近)にあった県立工
業学校に通っていたと思われます。こ
れはあまり知られていない徳島俘虜
収容所時代の捕虜の活動を示す貴
重な資料といえるでしょう。

徳島工業学校におけるドイツ人
捕虜の「作業」は、彼らが板東に移っ
てからも行われています。こころみ
に、戦争も終わり、彼らが板東を
離れる日も近づきつつあった大正八
(一九一九)年九月の「工場日誌」をみ
てみましょう。

「九月十八日 木 晴 七十八度
本日ヨリ独逸俘虜左記諸氏來校
製作ニ着手 ハイデマン氏 建築製図
石膏細工 フライゼウインクル氏 焼
絵 銅板打ち出シ細工 ウエルナー氏
通訳 シヤラー氏 家具製作 グレゴリ
チック氏 糸鋸挽細工(略)」

このときの「作業」は十月四日まで
続いています。捕虜たちを〇〇氏
と呼ぶなど、学校側がある種の敬意
をもって彼らを迎え入れていた様子

もうかがわれます。

徳島・板東俘虜収容所において
ドイツ人捕虜が人道的な扱いを受
け、徳島の人々との間でさまざまな
交流が行われたことはよく知られ
ていますが、県立工業学校での捕虜
たちの「作業」も、そのようなすば
らしい交流の一コマだったのでな
いでしょうか。

今回ご紹介した「工場日誌」
(一九二六〜四六年)は徳島工業高校
から歴史公文書として当館に移管
されたものです。そこには日々の実習
内容や学校行事のほか、同校が生徒
の実習と新技術の普及のために県内



徳島俘虜収容所

各地で行っていた委託設計・建築事業
(呉郷文庫などの著名な建造物を
含む)などが克明に記されています。

当時の教職員がありふれた日常業務
の一環として毎日付けていた何の変
哲もない校務日誌が、二世紀という時
の流れと共に、徳島県における教育
史や建築史、そして日独交流史を語
る上での貴重な歴史資料へと変貌し
ていったのです。昨今何かと話題にさ
れている公文書ですが、その歴史資
料としての重要性を教えてください。一
例ではないでしょうか。

この「工場日誌」や前々号でご紹介し
た寺岡家文書などの当館収蔵の板
東俘虜収容所関係資料十点が、令
和元年十月に徳島県有形文化財に
指定されました。

(館長)



「大正五年十月以降 工場日誌 建築科」(表紙)

文書館歴史講演会

阿波人が見た日豪交流の原点

文政十二年牟岐浦異国船漂着事件

講師 ニコラス・ラッセル氏(歴史研究者)

令和元年九月七日(土)、歴史研究者のニコラス・ラッセル氏を講師に招いて、文書館歴史講演会「阿波人が見た日豪交流の原点」が文政十二年牟岐浦異国船漂着事件が徳島県立二十一世紀館多目的活動室において開催された。ここに当日のラッセル氏の講演概要を紹介する。



ニコラス・ラッセル氏

タスマニア島は当時イギリスの流刑地であった。一八一九年、イギリス本国で罪を犯してタスマニア島に流されていた囚人たちが再び罪を犯したため、島内にある最も過酷と言われる刑務所までキプロス号で向かうことになった。しかし、嵐が発生したため船が進めず、付近の湾内に停泊していたところ、警備の隙をついて十八人の囚人たちが船を奪い、逃亡した。船長となったのはウィリアム・スワローと

いう人物だった。キプロス号はニュージーランドに停泊し、タヒチを目指すが、強風のためタヒチには上陸できなかった。その後トンガで約二ヶ月を過ごすが、その間に囚人たちは仲間割れをし、日本に向かったのは十人。当時の日本は異国船の打払が厳しかったので、日本にも上陸することはできなかった。中国の広東では、船を故意に沈没させ、難破船に見せかけて入港しようとしている。十人のうち三人はメキシコ行きの船で逃げ、残りはロンドンへ渡ったり、逮捕されてイギリス本国へ送還されたりした。このうち二人は死刑に処せられるが、これは、イギリスの歴史上、海賊行為による死刑の最後の例となる。

一八三〇年一月、異国船が土佐の野根(現・高知県安芸郡東洋町)沖を訪れている。室津(現・高知県室戸市)沖で停泊した際に、水や食料を得ている。その後、足摺岬に向かったが、風波が大きくなり、監視していた者も船を見失ってしまったという。続いて日和佐沖(現・徳島県海部郡美波町)に現れ、その後牟岐浦(現・徳島県海部郡牟岐町)沖で二日間停泊したが、この間の記録が残されている。ある古文書からは「くの字」に描かれた絵文字が確認できる。私は、この絵文字はブーメランを表していると思っている。オーストラリア国立海洋博物館の方からアポリジニ(オーストラリア先住民)の方を紹介していただき、古文書に書かれた絵文字の話をした。初めは先方も「本当だろうか」という反応だったが、ブーメランの特徴と絵文字の特徴が合うことから「よく似ている」と言ってもらった。私は、ブーメランは左右対称に作られているものと思っていたが、片方を削らないとうまく戻って来ないそうだ。その特徴が絵文字のブーメランにもある。このような徳島側の記録資料と、キプロス号の記録資料とを調査した結果、土佐や牟岐浦沖に現れた異国船がキプロス号であると結論づけた。まず、船の形と大きさ、乗組員の数が一致する。また、記録には船名や船首像についての記載が全くないが、キプロス号は、強奪された後に船体に記されていた船名が消され、船首像も切り落とされているため矛盾がない。さらに、トンガを出発したのが一八二九年十一月中旬で、広島直前で船を沈めたのが翌年の二月中旬。異国船が牟岐浦に現れたのが一月で、ちょうど間の時期にあたる。

そもそも私が今回の研究を始めるきっかけは、インターネットで「異国船 徳島」と検索した際にヒットした、徳島県立文書館のホームページを見たことだった。そこには、徳島藩士浜口巻太が記録した「異国船舶来話并図」が紹介されており、イギリスの旗を掲げた異国船の絵も掲載されていた。私はこの絵を見たからこそ、事件に興味をもつようになった。当初、この異国船は捕鯨船ではないかと考えた。しかし、それを裏付けることができずに行き詰まっていた。そこで、当時は反乱が頻発していたことから、インターネットで「mutiny(反乱) 1829」と検索したところ、オーストラリア国立大学のホームページに掲載されているキプロス号事件がヒットした。その記述を読んだ瞬間、「これだ」と感じた。

「異国船舶来話并図」は、残されている記録の中で最も詳しく書かれている。浜口は、「手代」という決して高い地位ではない役職であるが、そのような立場の者の方が真実を書き残すものだ、と日本史の専門家からうかがった。浜口は漁師になりすまして異国船に近づき、詳細な絵を交えた記録を残している。また藩上層部の動きや指令なども細かく記述している。彼は正に「Eye on the wall(壁にとまったハエ // 誰にも気づかれずに観察する人)」であったと言える。実は、浜口の記録は二つ残されている。ひとつは徳島県立文書館が所蔵しており、もうひとつは徳島県立博物館が所蔵している。書かれている内容はほぼ同じだが、二つの資料を見比べるのも面白い。

今回の研究の成果として、豪日交流基金から、数点の古文書を英訳するための援助をいただいた。オーストラリアでは、多くの人が関心をもってくれている。さらに詳しい情報については、すでに様々なメディアに上がっているので見ていただきたい。今回の研究に際して各機関や多くの方々の協力を得た。そのことに深く感謝したい。

公開史料の紹介 — 吹田家文書 —

吹田家は郷町として発展していた那賀郡富岡町（現・阿南市）屈指の富商で、江戸時代には富岡の町役人や那賀・海部両郡造酒裁判役、徳島藩の御銀主役や本陣役などを務めている。当館は吹田家のご子孫から文書の寄託を受けて整理を進めてきたが、今年度、破損の激しいものを除く一〇、〇九九点を公開した。吹田家文書は県内では数少ない郷町関係の文書で、内容も経済・社会・文化と多岐にわたっており、非常に高い史料的价值を有する文書群である。ここでは特に興味深い何点かを紹介したい。



奉申上覚 (文政四年・一八二一年)

吹田家は藩主などが領内巡見や鷹狩りの際の休泊所となる本陣役を務めていた。文政四年に郡代手代宛てに提出された「奉申上覚」からは、前年の富岡町大火の傷跡も癒えきれない天明四（二七八四）年に本陣役を命ぜられて以来の、二十回を越える藩主やその家族の休泊の状況が書き上げられている。多年にわたり本陣役を務めたことにより、文政二年に吹田家は藩から「御紋付上下」を下賜されるなどの榮譽を得ている。しかし、本陣役によって吹田家が多大な負担を強いられていたことも「奉申上覚」からうかがわれる。江戸時代の本陣役の実態を探る上での興味深い資料といえる。吹田家はさまざまな困難の中で、廃藩置県によって蜂須賀家が徳島を離れる明治四年まで、本陣役を務めている。

瓦斯燈建設之義二付願 (明治十三年・一八八〇年)

これは吹田家が那賀郡長宛てに出した「通行人ノ便益ヲ謀ル」ために自宅前に自費でガス灯を灯すことの許可願い、及び那賀郡長からの許可証の綴りである。願書提出の翌日から灯したいとあるので、実際に灯されたと考えられる。

我が国最初の西洋式ガス灯が灯されたのは明治四年（一八七二）の大阪造幣局。その翌年には横浜で、翌々年には東京の銀座でガス灯の光が街を照らしている。徳島県内で本格的にガス事業がスタートするのは大正に入ってからである。このときに吹田家が自宅前に設置しようとした「瓦斯燈」がどのようなものであったかの詳細は不明であるが、明治初期の段階で富岡にガス灯を灯そうとした同家の先進性に驚かされる資料である。

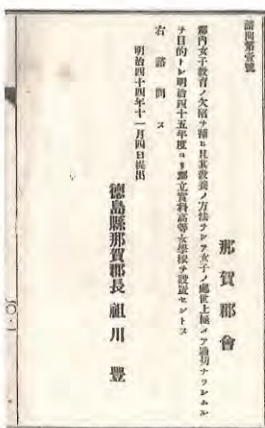


「瓦斯燈建設之義二付願」より
ガス灯設置図

那賀郡会諮問第壹号 (明治四十四年・一九一一年)

ここにあげたのは那賀郡立実科高等女学校（後に県立富岡高等女学校を経て現富岡東中学・高校）の開設に関する郡長の諮問で、開校後三年間の予算案も付されている。

明治十一（一八七八）年から大正十二（一九二三）年まで、郡は地方行政体としての性格を有し、郡役所と郡長（官選）及び議決機関としての郡会が設けられていた。吹田家の当主が郡会議員や那賀参事会員を務めていた関係で、吹田家には、開校当初の郡立実科高等女学校関係資料の他に、予算書や郡会議決書、郡有財産目録など、明治後期から大正に掛けての郡役所関係文書が比較的まとまって残されている。郡役所文書がほとんど残っていない徳島県において、非常に貴重な資料といえる。



「那賀郡会諮問第壹号」



二〇一九(令和元)年・二〇二〇(令和二年)の二年間、徳島県立文書館は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(通称・全史料協)の下部組織である調査・研究委員会の第23期事務局を務めることになった。今年度は、徳野徳島県立文書館長を委員長として、委員6名、事務局2名の体制で運営をしている。

全史料協は、徳島県立文書館のような、文書資料を中心とした歴史資料を扱う行政機関を中心とした組織や、研究者などが集う全国組織である。会長、副会長のほかに、広報・広聴委員会(会誌・会報などの印刷物やホームページの管理を担当)、大会・研修委員会(年に一度秋頃行われる全史料協の全国大会及び研修会の企画・実施を担当)とともに置かれている委員会に調査・研究委員会がある。

調査・研究委員会は、名前の通り全史料協として必要な調査・研究を担うための委員会である。現

在、委員会の活動として求められているところは、①一期二年間に行うテーマ研究(委員会決定したもの)を行い、全史料協の大会等で報告する。②全史料協への後援等申請に関わる事務。③公文書館機能普及セミナーの開催。④災害への対応、の4つである。

一つ目の調査・研究事業は、調査・研究委員会の主たる設置目的となる事業で、内外に全史料協自身の存在を示すためにも必要である。昨今は、行政機関が作成・取得する公文書の管理や公文書館の設置、近年連続して発生している自然災害への対応などを調査・研究の対象としていることが多い。今期は、基礎自治体(市町村)において歴史的な公文書が現在どのようなに管理されているかを把握するための調査を行い、今後のあり方を含めた研究を進めようとしている。まず、徳島を含む四国四県97自治体の公文書管理および歴史的公文書の保管状況などのアンケート調査を行い、その調査結果

を分析して基礎自治体における歴史的公文書の管理のあり方を検討していく予定だ。

二つ目は、さまざまな関係機関が全史料協に求めてくる、研究会やイベントに対する後援申請の窓口業務である。今年は8件の申請に対応した。

三つ目は、今年で10度目の開催となった公文書館機能普及セミナーの開催についての事務である。公文書館機能普及セミナーとは、行政の扱う歴史的な公文書を管理し閲覧することが可能になる施設を増やすために行っている。公文書館という建物が無くても、歴史資料館や図書館、博物館、役場の中や、公民館などで歴史的な公文書を管理して閲覧を可能にする機能を持つ施設を増やしていくという考え方を普及するための試みだ。今年度は、山形県山形市の山形県文翔館という施設で開催した。この施設は、山形県の旧県庁および旧県会議事堂であり、山形の行政機関として歴史的な建築物を会場として貸し出していた。歴史的な公文書について深く考える大変良い機会となったと考える。

四つ目は、災害への対応である。昨今は自然災害への対応が常態化しつつある。地震では震度5以上、豪雨等では特別警戒警報が出た場合、対象地域の機関会員に

安否確認を行い、情報を集約して全史料協としての対応を決める窓口となる業務を行っている。

こうした全国組織に関わることにより、同じような全国の機関との連絡や情報が密になり、交流が生まれる。いざという時には交流によって生まれた人のつながりは重要性を増す。さまざまな人のつながりを大切にしながら、着実に仕事を進めていきたいものである。



「公文書館機能普及セミナーin山形」
討議の様子

(課長 金原 祐樹)

公文書の電算化と デジタルアーカイブ

県庁の公文書は電算システム化が進んできている。現在は、スマート県庁推進課を中心に、文書番号システム・公文書管理システム・電子決済システムが整備され、真のペーパーレス化や、仕事を行う場所を選ばないテレワークなど県庁の仕事を一歩進化させるための条件が整えられてきた。

こうしたシステム化は、利用率が上がることによって利用者からさまざまなフィードバックがあり、必要な公文書作成への支援のシステムが作られ、さらに使いやすく効率があがるような仕組みが作られる、という道を描くことができる。県職員は徐々にこうしたシステム抜きにして仕事をすることができなくなるだろう。

作成された公文書は、まず作成から発効までの過程がシステム化され、さらに文書に効力がある期間が切れ廃棄されるまでシステムの中で管理されることになる。過去の文書を確認したり参考とするため、シス

テムの中を検索して見ることができ、複写を取って新しい文書を作成するときの見本とすることができるとは、仕事の効率化から必須となる。

行政の現場において、公文書は大量に作成されている。その全ての公文書を残すことは、いくら圧縮されたデータであってもシステムを圧迫することになる。不必要となった文書をルールどおりきちんと廃棄し、データの軽量化を図ることが必要である。

しかし、こうしたシステムからのデータ廃棄時に抜けがちとなる問題に、公文書が元々歴史的な価値を有しているという考え方があろう。公文



書によって、特に許認可などの中には永久に近い効力を持つものがある。また、効力が無くなったとしても最も端的に行政の歴史を語る資料となるものが必ず存在する。

ここで考えなければならぬことは、そうした公文書を永久に近く残すためのデータの作り方である。電算システムで残すデータは、紙の資料と違ってそのままで見ることにはできない。システムとデータの組み合わせにより初めて意味のある資料となる。しかし、データ形式の変化に比べシステムは短期間で陳腐化し更新が激しい。そこで、資料本体は画像形式のデータで残すことが基本となるだろう。その形式は、汎用性があり、軽く、改竄しにくいことが要件となる。また、画像形式では検索が難しいので、テキスト形式の画像の中身を示すデータを紐付けて検索させることになる。テキストは、作成年月日・作成部課および作成者名・表題・分類・文書番号などが対象となるだろう。

こうした歴史的公文書のデータを安全に貯めておき、システムに合わせて確実に更新していく体制を取ることができれば、歴史的公文書を後世に残すという課題は解決するのではないか。貯めた歴史的公文書をどのように閲覧してもらえらるかについては、まず、文書館の閲覧室に歴史的公文書の閲覧管理が可能なシステムを置くことから始まるだろう。

こうして作られた、徳島県の歴史的公文書のデジタルアーカイブは、徳島県行政の歴史を検証し、顕彰するために無二の貴重な資料となる。さらに重大な意思決定などの資料は、ホームページなどでより多くの人に見てもらえるようにできるようにしていくべきである。

県議会の議論を元に徳島県では現在「公文書管理条例」(仮称)の検討に入ろうとしている。公文書管理を確実かつ取り組みやすいものとするために、電算システム化への移行や公文書のデジタルアーカイブ化についても合わせて検討することは必須となるだろう。

(課長 金原 祐樹)



文書館閲覧室に置かれている文書館
古文書画像閲覧システム



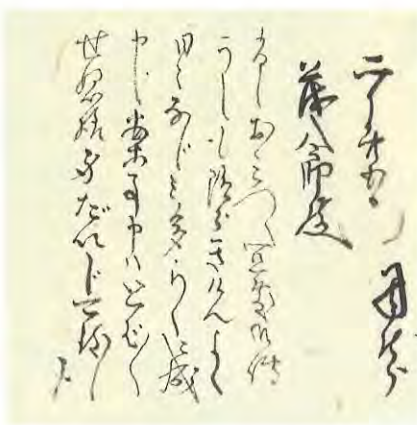
江戸時代の書簡では「尚々」から始まる文章を頻繁に見る。これらを「尚々書」といい、現在の追伸文にあたる。現在整理中の宮島浦（現・徳島市川内町）で藍商・廻船業を営んでいた坂東家文書から「尚々書」のある書簡を紹介する。

この書簡は、江戸時代後期に坂東家当主となった周次郎から親族である茂八郎へ出されている。書簡には藍玉商売のこと、他商家の動向、米麦・種（菜種）・金の相場など、商売関係の報告が書かれている。ほか、最近起こった江戸大火に関する情報とその対応についても記されている。

このような本文の後に「尚々書（画像①）」がある。
意訳

「なおなお、おみつへよろしく伝えてほしい。うし（女性の名）も随分機嫌が良く、日々こちらへ馴染んできています。自分（周次郎）が案じているのは、おみつはせかせかせず身体を大事にするように」

画像① 「尚々書」の部分



積文

二月廿五日 周次郎

茂八郎殿

尚々おミツへ宜敷御伝、
うしも随分きけんよく
日々なじみ多らく二成
申候、案事申八とばく
せぬ様身だいじ可致候、

以上

本文と尚々書の内容から、周次郎は徳島にいなかったと推測される。

坂東家は鹿児島に阿波藍の支店を持ち、大坂にも宮島屋という同家の支店（もしくは傘下店）があったことから、周次郎は他国の支店にいたとも考えられる。遠方から業務報告がたがたおみつへの見舞いを記し、茂八郎へ言付けている。

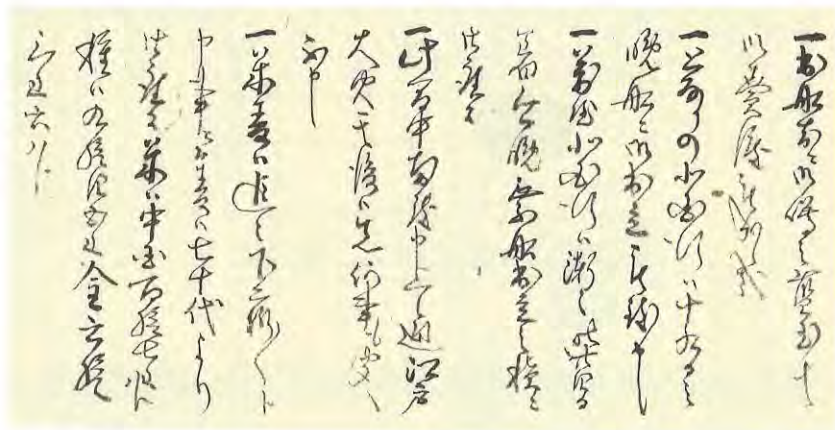
尚々書の内容を見ると、周次郎に同行しているうしの様子を伝え、離れた地にいるおみつの身を案じている。おみつにうしの様子を知らせているのは、二人が親しい関係だからだろうか。この女性たちの詳細は不明だが、おそらく坂東家の親族だろう。特におみつは、文中の「とばくばせぬ様（せかせかせずに）」という一言から、周次郎が親身に気づかっている様子がうかがえ、周次郎の妻か娘のような近しい続柄であると思われる。

ところで、本文（画像②）と尚々書の文字の差に注目してほしい。前者はほとんど漢字で書かれているのに対し、後者はかな（変体仮名）を多用している。周次郎は、何故このような書き分けをしたのだろうか。前者と後者の違いは内容の宛先である。後者は「おみつへ宜敷御伝」と伝言の形をとっている。周次郎は、おみつ自身が尚々書を読むことも考慮して、かなを多用して書いたのではないだろうか。

この書簡の本文は、坂東家の家業の一端や当時の徳島における商人の姿を知る手がかりとなる史料である。同時に、尚々書からは周次郎の

家族を思う個人が浮かびあがってくる。当時の人々をより身近に感じられるのではないだろうか。

画像② 書簡本文の一部
藍玉売り払いの事、萬屋廻船の事、江戸火災の事などが書かれている。



参考文献

外園英彦「近世後期における阿波商家の支店運営―藍商鈴屋―坂東家文書―書簡より―」（徳島県立文書館研究紀要第三号）徳島県立文書館、二〇〇二年

（文化推進員 西本 沙知子）

コラム

新企画！
「文書館クイズ」

「文書館」・「公文書館」の知名度を上げるために、これまでも我々は様々な試みをおこなってきた。それらがどれほどまでに奏功し、文書館の名が浸透しているかを測ることはなかなか難しいが、歩みを止めてしまえばそれまでである。今後も試行錯誤は続いているのだが、そのような中、昨年より新たな企画に挑戦している。

文化の森総合公園では、年に四回、園を挙げてのフェスティバルを開催している。フェスティバルの日は親子連れを始めとして、いつも以上の人があり、園内の各館を巡るウォークラリーも実施しているため、普段は幼児・児童の姿をほとんど見かけない文書館にもたくさんのご家族が来館される。当館ではフェスティバルの際に、紙すきやうちわ作り、収蔵資料を加工したパズルやぬりえなどを実施している。それぞれのイベントの構成については開催時ごとに変化を加えてはいるが、リピーターからすると目新しさに欠けるのではないかと案じるようになった。そこで昨年より実施しているのが、文書館内を巡りながら三問のクイズに答えて、景品を獲得してもらう「文書館クイズ」である。クイズを通して、文書館がどのような資料を収蔵しているかを知ってもらい、館内を巡ることで館自体に親近感を感じてもらおう。そして何より、徳島の歴史に興味をもってもらう。これらを大きな目的として企画した。

これまで三回実施したが、始めから

一貫して使用し続けているクイズの素材がある。当館の玄関を入って階段を上がった踊り場の壁面に掲示されている銅板画である。昭和初期の藍場浜付近の風景で、新町川沿いの藍蔵から藍俵を運び出す様子が描かれており、藩政期から藍の流通で栄えた徳島の面影を想像させてくれる。大人の方が絵の前に立ち止まってまじまじと見ることはあるが、子どもたちは階段を上がることに夢中で絵には目もくれない。クイズ問題にすることで、子どもたちにも絵をしっかりと見てもらい、かつての徳島の姿に思いを馳せてもらいたいと願っている。さらに、子どもたちが好奇心を膨らませて様々な疑問をもってもらえれば、この企画は大成功だ。すでに実績はある。ある時、少年からこんな質問があった。「藍の俵って何キロぐらいあるん？」これこそ「文書館クイズ」の求めている成果だ。そう、次に実施する時には、この少年の問いをそのままクイズの問題にしよう。答えが知りたい方は、フェスティバルの時に是非文書館にお越しいただきたい。

(主任主事 嵐 大二郎)



○文書館の利用案内○

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架上に配置された図書・行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

- 午前九時三〇分～午後五時

休館日

- 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- 毎月第三木曜日
- 年末年始

※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

- ◇ JR徳島駅から
 - 徳島市営バス 文化の森行き直通バス利用
 - 文化の森バス停下車
 - 徳島市営バス・徳島バス利用
 - 園瀬橋バス停下車
 - 徒歩約一〇分
- ◇ JR文化の森駅から
 - 徒歩約三五分
 - 徳島市営バス利用
 - 文化の森バス停下車



ホームページアドレス <http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

文書館だより 第41号
令和二年三月二十九日発行
編集兼発行 徳島県立文書館
〒七七〇一八〇七〇
徳島市八万町向寺山
文化の森総合公園内
電話〇八八六六八一三七〇〇
グラント印刷株式会社